平成28年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者の一層の増加が見込まれることから、現在のような再任用の実態が続くと、公務能率の低下等の問題が深刻化するおそれがある。また、民間企業では、定年退職者をフルタイムで継続雇用することが多く（「平成26年民間企業の勤務条件制度等調査」によれば、再雇用者の92.0％）、民間企業と同様、フルタイム中心の勤務を公務で実現していく必要がある。このため、職員の能力と経験の公務外での活用、業務の運営や定員の配置の柔軟化、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていくとともに、フルタイム中心の勤務の実現のため、関連する制度と併せて公務における雇用と年金の接続の在り方を検討していく必要がある。

人事院としても、意見の申出を踏まえ、雇用と年金の接続のため、適切な制度が整備されるよう、積極的に取り組むこととしている。

イ　再任用職員の給与

再任用職員の給与については、前記の閣議決定において、人事院に対し、再任用職員の今後の職務や働き方の実情等を踏まえ、給与制度上の措置について必要な検討を行うよう要請がなされている。

諸手当の取扱いについては、公務における再任用の人事運用の実態や民間の再雇用者に対する手当の状況を踏まえ、再任用職員に対しても単身赴任手当を支給することとした。

再任用職員の給与水準については、平成26年に初めて公的年金が全く支給されない民間事業所の再雇用者の個人別給与額が把握できることとなり、今後もその動向等を注視するとともに、各府省における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととしている。

2　給与勧告の取扱い等

⑴　給与勧告の取扱い

政府は、給与関係閣僚会議を平成26年８月15日及び10月７日に開催して給与勧告の取扱いを協議し、同日の閣議決定において、人事院勧告どおり、平成26年度の給与改定を行うとともに、地域間・世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点からの給与制度の総合的見直しを実施するものとされた。また、同日、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第187回国会に提出された。同法案は、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会における審議を経て、平成26年11月12日の参議院本会議で可決・成立し、同月19日に公布され、同日から施行（給与制度の総合的見直しに関する改定、平成27年度以降の期末手当・勤勉手当に関する改定、再任用職員の給与に関する改定及び寒冷地手当の支給地域の改定については、平成27年４月１日から施行）された。

⑵　規則の改正等

給与法の改正に伴う規則の改正等のうち、平成26年４月の民間給与との較差等に基づく給与改定に関する規則は、平成27年度以降の期末手当・勤勉手当に関する規則を除き、給与法改正法の公布に併せて平成26年11月19日に公布し、同日から施行した。また、給与制度の総合的見直しに関する規則、再任用職員の給与に関する規則及び平成27年度以降の期末手当・勤勉手当に関する規則は、平成27年１月30日に公布し、同年４月１日から施行した（同年１月１日における昇給の特例については、平成26年11月19日に公布し、同日から施行した。）。

主な改正等の内容は、次のとおりである。

ア　平成26年４月の民間給与との較差等に基づく給与改定に関連するもの

㋐　俸給の調整額

俸給表の引上げ改定に伴い、調整基本額表を改めるため、規則９－６（俸給の調整額）の一部を改正した。

㋑　初任給調整手当

医療職俸給表㈠適用職員等に支給される初任給調整手当の支給限度額が引き上げられたことに伴い、職員の区分及び期間の区分に応じた支給額を改めるため、規則９－34（初任給調整手当）の一部を改正した。

㋒　期末・勤勉手当

勤勉手当の支給割合が引き上げられたことに伴い、平成26年12月期及び平成27年度以降の成績率の基準を定めるため、規則９－40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正した。

㋓　その他

俸給表の引上げ改定に伴い、職員が昇格等をした場合の号俸対応を変更するため、規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正するとともに、新たに規則９－136（平成26年改正法附則第２条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え）を制定した。

イ　給与制度の総合的見直しに関連するもの

㋐　俸給の切替えに伴う経過措置

給与法改正法の附則に規定する俸給の切替えに伴う経過措置の実施に関し、切替日以降に俸給表異動、降格等をした職員や特別職、地方公務員等から人事交流により採用された職員の取扱いなどを定めるため、新たに規則９－139（平成26年改正法附則第７条の規定による俸給）を制定した。

㋑　非常勤の委員等の手当

非常勤の委員、顧問、参与等に支給される手当についての支給限度額の改定に伴い、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす範囲の額を改めるため、規則９－１（非常勤職員の給与）の一部を改正した。

㋒　俸給の特別調整額

俸給表の改定に伴い、職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えることとなる俸給の特別調整額の支給額を改めるため、規則９－17（俸給の特別調整額）の一部を改正した。

㋓　初任給調整手当

地域手当の級地区分等の見直しに伴い、医療職俸給表㈠適用職員に係る初任給調整手当の種別の区分等を改めるため、規則９－34の一部を改正した。

㋔　地域手当

地域手当の級地区分等の見直しに伴い、各支給地域の級地区分及び支給割合等を定めるため、規則９－49（地域手当）の一部を改正した。

㋕　単身赴任手当

単身赴任手当の職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額の限度が引き上げられたことに伴い、交通距離の区分に応じた額を改めるため、規則９－89（単身赴任手当）の一部を改正した。

㋖　管理職員特別勤務手当

平日深夜に勤務した管理監督職員に新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、手当額等を定めるため、規則９－93（管理職員特別勤務手当）の一部を改正した。